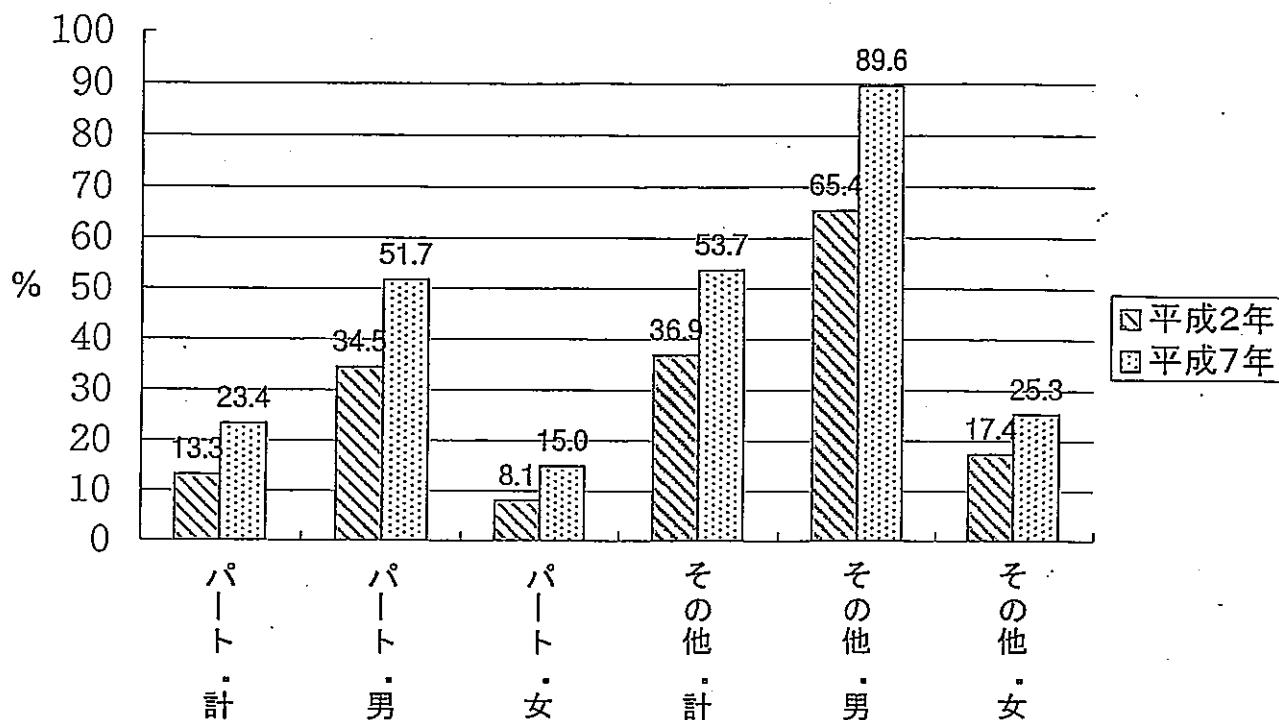


主に自分の収入で暮らしているパートの割合



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

(注1) 「パート」とは正社員以外の者で名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者をいう。「その他」とは、正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者をいう。

(注2) 平成7年の調査で、配偶者を有する者で主に自分の収入で暮らしているパートの割合は、それぞれパート計 15.0%、男 83.0% 女 4.5%、その他計 51.0%、男 95.1%、女 8.9%である。